



島根県報

平成25年3月12日（火）

号外第25号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第162号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	485号	松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市西津田一丁目360番15地先まで	前 A	メートル 14.00～83.00	メートル 5,074.10	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
		松江市下東川津町字胡麻畑821番1地先から同市矢田町字田瀬505番1地先まで		B			
		松江市下東川津町字胡麻畑1356番1地先から同市矢田町字田瀬505番1地先まで	後 B	19.10～191.00	5,621.70		
県 道	本庄福富松江線	松江市西川津町2071番16地先から同地先まで	前	14.70～17.00	44.50	松江県土整備事務所	市道改良 拡幅
			後	14.70～22.50	44.50		
〃	出雲空港線	出雲市斐川町荘原11番地先から同48番1地先まで	前 A	6.00～7.80	120.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 区間Bの終点延伸
		出雲市斐川町荘原11番地先から同53番地先まで		B	12.00～28.00		
		出雲市斐川町荘原11番地先から同48番1地先まで	後 A	6.00～7.80	120.00		
		出雲市斐川町荘原11番地先から同52番6地先まで		B	12.00～47.00		

島根県告示第163号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	本庄福富松江線	松江市西川津町2071番16地先から同地先まで	メートル 44.50	平成25年 3月12日	松江県土整備事務所	
〃	出雲空港線	出雲市斐川町荘原53番地先から同52番6地先まで	13.00	平成25年 3月12日	出雲県土整備事務所	